五十　第七条の三第一項第十三号の圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置	五十　圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
五十一　第七条の三第一項第十三号の配管の常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満の場合に当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置	五十一　配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
五十二　第七条の三第一項第十四号の常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	五十二　常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
五十五　第七条の三第二項第二号の二の冷凍設備の第一種保安物件に対する第一種設備距離及び第二種保安物件に対する第二種設備距離	五十五　製造設備の冷却の用に供する冷凍設備の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。
九十三　第七条の三第二項第三十三号トの圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置	九十三　圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
九十四　第七条の三第二項第三十三号トの配管の常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満の場合に当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置	九十四　配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
九十五　第七条の三第二項第三十四号の常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	九十五　常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
九十六　第七条の三第二項第三十五号の蓄圧器が危険な状態となつたときに圧縮水素を安全に放出するための措置	九十六　圧縮水素を安全に放出するために蓄圧器に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

同表第三項第五十四号の次に次の一号を加える。

同表第三項に次の四号を加える。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第二条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号の三中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改め、「常用の圧力が四十メガパスカル以下の」を削り、「充てん」を「充**填**」に改める。

第五条中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改める。

第六条第一項第二号中「及び」を「、」に、「から第八号まで」を「及び第七号」に、「（第八号にあつては製造設備）」を「並びに同項第八号に規定する製造設備」に改める。

第七条第一項第二号中「及び」を「、」に、「から第八号まで」を「及び第七号」に、「（第八号にあつては製造設備）」を「並びに同項第八号に規定する製造設備」に改め、同条第二項第二十号中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改める。

第七条の二中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改める。

第七条の三（見出しを含む。）中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「以下この条において単に「圧縮水素スタンド」という。」を「常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。以下同じ。」に、「この限りでない。」を「この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。」に改め、同項第二号中「及び」を「、」に、「から第八号まで」を「及び第七号」に、「（第八号にあつては製造設備）」を「並びに同項第八号に規定する製造設備」に、「六メートル」を「八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）」に改め、同項第十号中「六メートル」を「八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）」に改め、同項に次の二号を加える。

十三　充**填**容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずること。

十四　一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。

第七条の三第二項各号列記以外の部分中「ものとする。」の下に「ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。」を加え、同項第一号中「第二十号」を「第二十一号」に改め、同項第二号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、「六メートル」を「八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、第五条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する処理設備並びに同項第八号に規定する製造設備の例によるものであること。

第七条の三第二項第三号中「六メートル」を「八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）」に改め、同項第十号中「高圧ガス設備には、経済産業大臣が定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けること。また、」を削り、「当該安全装置」を、「第一号で準用する第五条第一項第二十一号の安全装置」に改め、同項第十一号中「前号の規定により設けた」を「第一号で準用する第五条第一項第二十一号の」に改め、「及び」の下に「前号の規定により設けた」を加え、同項第二十七号中「六メートル」を「八メートル（圧